

## 令和2年8月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和2年8月26日(水) 開会17時30分  
閉会18時21分

場 所 大会議室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員  
小野 和枝 教育委員  
山本 隆正 教育委員  
川崎 栄一 教育委員  
議事録署名委員 小野 和枝 教育委員

教育部 稲尾 隆 教育部長  
柏木 正義 次長兼教育政策課長  
杉原 勉 次長兼スポーツ健康課長  
北村 俊雄 学校教育課長  
矢野 義知 社会教育課長  
若杉 圭介 教育政策課参事  
吉田 浩之 教育政策課参事  
志賀 貴代美 学校教育課参事  
利光 聡典 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
姫野 賢一 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について  
第2 令和2年度一般会計補正予算案(第6号)について【議第49号】  
第3 動産の取得について【議第50号】  
第4 別府市公民館条例等の一部を改正する条例の一部改正について【議第51号】  
第5 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第52号】  
第6 別府市コミュニティーセンター入浴料金割引券交付要綱の廃止について【議第53号】  
第7 別府市立図書館協議会委員の委嘱について【議第54号】  
第8 成人式典のあり方について【議第55号】

報告事項 (1) 寄附受納について【報告第18号】  
(2) 別府市立少年自然の家「おじか」について【報告第19号】※非公開

その他 (1) 9月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより令和2年8月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は小野委員さんをお願いいたします。

---

## ◎ 令和2年度一般会計補正予算案（第6号）について

**寺岡教育長** それでは議事日程第2、議第49号 令和2年度一般会計補正予算案（第6号）についてでございます。この件につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**社会教育課長** それでは1ページをお開きください。議第49号は規定により意見を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。今回の第3回別府市議会定例会補正予算案でございます。歳出部分の社会教育課関係からご説明いたします。中ほどにあります0633 コミュニティーセンター管理運営に要する経費です。追加額といたしまして負担金補助及び交付金の減収負担金、89万円を計上しております。今回の新型コロナウイルス感染症によりまして、指定管理者制度を導入しております別府市コミュニティーセンターでございますが、利用料金が減少したことに伴い、施設を管理運営いたします指定管理者が影響を受けましたので、市と指定管理者のリスク分担に基づき、指定管理者に対しまして今回減収分を負担するものでございます。なお、負担する期間につきましては、外出自粛要請がありました今年の3月から、解除されました6月までの4か月間でございまして、過去3か年分の同期間と比較いたしまして、減少した分をリスク分担として負担するものでございます。社会教育課は以上でございます。

**次長兼スポーツ健康課長** 同じく2ページをご覧ください。歳出部分の0656 体育施設管理運営に要する経費1,641万円でございます。こちらは、社会教育課の施設と同様に、べっぷアリーナをはじめ、青山プール、公園テニスコートなどの市のスポーツ施設が、コロナウイルスの関係で休業となりましたので、市と指定管理者のリスク分担に基づいて減収分を負担するものとなっております。

う少し詳細を説明しますと、青山プール、温水プール、公園テニスコートが約 300 万円、市民球場、実相寺球場、野口原野球場、ソフトボール場が 166 万円、べっぴアリーナが 1,170 万円という内訳になっております。続きまして、歳入の欄をご覧ください。一番上のスポーツ振興くじ助成金 600 万円減額となっているところでございます。こちらにつきましては、今年公園テニスコートの人工芝の部分を改修する予定でございます。その事業費が 9,546 万 3 千円で予算要求をしておりました。この予算の中には、スポーツ振興くじ TOTO の助成金をいただいて事業を行う予定にしておりました。その金額が 3 千万円でしたが、4 月 22 日にスポーツ振興くじのほうから内定通知が届きましたところ、2 割カットの 2,400 万円しか助成してくれないということになりまして、その差額の 600 万円が減額ということになっております。一方で、その下の段にあります 450 万円が地方債という形で増額補正されております。続きまして、歳出の欄をご覧ください。体育施設整備に要する経費で、今申し上げました地方債 450 万円増額、その他が 600 万円減額、その差額の 150 万円は市の負担という内訳となっております。次に学校の給食費です。こちらは、4 月 5 月にコロナの関係で学校給食が停止になったということで、小学校の給食に要する経費として 489 万 1 千円、中学校の給食に要する経費として 258 万 1 千円、給食食材業者に対して給食の米飯とパンの加工賃の負担額を補償するというところで、こちらに計上しております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

**山本委員** コロナの影響が色々な所へ及び歳出が増えるのですが、これには国や県からの交付金など、将来的に何か助成はあるのでしょうか。

**社会教育課長** 今回の減収関係につきましては、一部、国の財源が入っております。国の財源につきましては、地方創生臨時交付金、これはコロナ対応のために活用ができる交付金でございますが、その交付金を減収補填の部分に活用させていただいております。なお、コミュニティーセンターの負担金につきましては、国庫支出金といたしまして、先程申し上げました臨時交付金が 40 万円充当されているところでございます。

**次長兼スポーツ健康課長** 体育施設の減収関係につきましても、一部国の地方創生臨時交付金が入っております。なお、小学校の給食に要する経費につきましては、また別の交付金を要求したいと考えていますが、今回は一般財源となっております。

**寺岡教育長** その他はよろしいでしょうか。それでは他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 49 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 49 号は同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 動産の取得について

**寺岡教育長** それでは議事日程第 3、議第 50 号 動産の取得についてでございます。この件につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**次長兼教育政策課長** それでは議事日程第 3、動産の取得について教育政策課からご説明させていただきます。議案の 3 ページをお開きください。議第 50 号は、規定により議会の議決を受けるべき事件議案について教育委員会の意見を求めるものでございます。

4 ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めることになっておりますので、9 月議会に議案を提出する予定となっております。取得する動産は、タブレット端末 7,563 台です。契約の金額は 3 億 8,929 万 7,370 円で、契約の相手方は株式会社オーイーシーでございます。令和 2 年度一般会計補正予算第 4 号で計上いたしました G I G A スクール構想における児童生徒 1 人 1 台の学習用のタブレット端末を購入するものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 50 号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 50 号は同意することに決定いたしました。

---

### ◎ 別府市公民館条例等の一部を改正する条例の一部改正について

**寺岡教育長** それでは議事日程第 4、議第 51 号 別府市公民館条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。この件につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**次長兼スポーツ健康課長** それでは 5 ページをご覧ください。議第 51 号は、規定により意見を求めるものでございます。

6, 7ページをお開きください。若干分かりにくい条例になっておりますので、最後の提案理由のところを先にご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症への対応のため、機構改革の実施を令和2年10月1日の公民館、野口ふれあい交流センター及び市営体育施設の使用料の改定の後に延期することに伴い、条例を改正しようとするものです。8, 9ページを元にもう少し詳しくご説明させていただきます。まず、概要を説明しますと、今年の4月1日に機構改革が行われる予定でございました。その際に、野口ふれあい交流センターと公民館の体育館は、教育委員会の所管施設となるようになっておりました。併せて、ヨット艇庫が北浜にあるのですが、そのヨット艇庫を廃止することに伴い、体育施設から削除するという条例改正の準備をすでにしておりました。しかしながら、4月に機構改革が行われなかったということで、一部を改正する条例をまた改正するという複雑な構造になっているということでございます。そこで、8ページの趣旨のところをご覧くださいと、令和2年10月1日の公民館、野口ふれあい交流センター及び市営体育施設の使用料の改定前に予定していた機構改革を、10月1日以後に延期することに伴い、条例を改正しようとするもの、となっておりますが、いつ機構改革をするかということは、まだ決まっておりませんので、趣旨のところの5行目になりますが、地区体育館及び野口ふれあい体育館・グラウンドを機構改革(規則が定める日)にあわせて、地区公民館、野口ふれあい交流センターの施設とするもの、また、ヨット艇庫を廃止することに伴い10月1日にヨット艇庫の項を削るということで、体育施設の中からヨット艇庫がなくなるということの前倒しでさせていただく。一方で、規則が定める日までは機構改革は行わず、施設の所管は現状のままというような条例の改正を行うものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第51号は原案に対し同意することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第51号は同意することに決定いたしました。

---

◎ 別府市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

◎ 別府市コミュニティセンター入浴料金割引券交付要綱の廃止について

**寺岡教育長** それでは議事日程第5、議第52号 別府市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、議事日程第6、議

第 53 号 別府市コミュニティーセンター入浴料金割引券交付要綱の廃止についてでございます。このコミュニティーセンターに関連する 2 議案につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**社会教育課長** それではご説明いたします。議第 52 号は、規定により議決を求めるものでございます。今回の規則の改正につきましては、今年 2 月の定例教育委員会におきまして、コミュニティーセンターの使用料の改定に係る条例改正の同意をいただきまして、3 月の市議会におきまして使用料の改正の議決を得たところでございます。今回もその使用料に関します入浴回数券と市民入浴券 30 回券、これは新たに設置したものでございますが、この 2 つの券についての様式を定めるための規則の改正ということになります。規則の改正につきましては、使用料の改正をいたします 10 月 1 日からの施行ということで考えております。

14, 15 ページをお願いいたします。こちらに様式を詳しく載せておりますが、左側の様式第 5 号は、入浴回数券の 1 回券でございます。これまで有効期限というものを設定しておりましたが、条例の改正で有効期限を 1 年と設定しておりますので、新たに様式の中に有効期限を入れたものでございます。その下の様式第 5 号の 2 につきましては、これまで市民入浴券という様式がございましたが、今回新たに市民入浴券 30 回分として作成したものでございます。ちなみに入浴回数券 10 回券につきましては、10 月 1 日より大人料金 2,700 円、小人につきましては 900 円を設定しております。市民入浴券 30 回券につきましては、大人が 4,000 円、小人が 1,800 円ということで設定しております。

続きまして 16 ページをお願いいたします。議第 53 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。この要綱の廃止につきましては、19 ページをご覧いただきたいと思います。内容についての説明資料を掲載させていただいております。

それでは 1 番の入浴料金の割引券です。この対象者につきましては、別府市に居住いたします 70 歳以上の方、また、身障手帳・療養手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を対象者としております。入浴料金の割引ですが、使用料の改定をする 9 月までは、通常料金大人が 275 円のところ 110 円、10 月からは料金の改定をいたしますので、300 円を 130 円というような割引になっております。この割引券の令和元年度の使用実績でございますが、発行件数が 996 件、1 年間の延べ利用件数につきましては、29,376 名が利用されております。割引の影響額は 484 万 7,040 円ということになります。

2 番目です。今回この廃止をしようとした経緯でございますが、「別府市福祉サービス事業のあり方検討委員会意見書」、これは令和元年 11 月にでたものでございまして、また、令和元年 11 月の定例教育委員会におきましてもご報告を差し上げておりますが、廃止を含めた見直しが必要と思われる、という検討結果が出ております。

それに基づきまして 3 番ですが、入浴料金割引券の見直しということで、検討委員会の意見書を受けまして、入浴料金割引券を令和 3 年 4 月から廃止をいたします。経過措置といたしまして、今年度 4 月からは通常どおり

発行しておりますが、令和2年10月以降の入浴割引券交付を停止いたします。ただ、10月以前に交付いたしました割引券につきましては、3月末まで利用可能ということにしております。参考ですが、市営温泉の高齢者優待入浴券につきましても、同じく検討委員会の検討結果を受けまして、令和3年4月から廃止という形をとっております。こちらの経過措置につきましては、令和2年4月から通常どおり、年間180回の無料券を交付いたしました。令和2年10月からは、半分の90回券を交付するという措置をとっているという状況でございます。

続きまして4番目は入浴料金の改定でございます。これにつきましては先程も若干ご説明差し上げましたが、普通入浴料金、入浴回数券10回券については記載しているように改定いたします。市民入浴券30回券につきましては、券の様式の変更についてご説明いたしましたが、今回の10月からの改定により、大人が4,950円から4,000円、小人2,475円から1,800円ということで、大人につきましては1回あたり133円になります。今回、1回130円の割引券廃止についてご説明いたしましたが、10月以降、新たに発行いたします市民入浴券は1回につき133円でほとんど同じ金額ですので、こちらの市民入浴券30回券の利用について市民に説明をして、利用の促進を図りたいと考えております。以上が、別府市コミュニティーセンター入浴料割引券の廃止に関するご説明でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第52号及び議第53号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第52号及び議第53号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市立図書館協議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** それでは議事日程第7、議第54号 別府市立図書館協議会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**社会教育課長** それでは20ページをお願いいたします。議第54号は、規定により議決を求めらるるものでございます。

21ページをお願いいたします。今回辞任される委員につきましては、仲嶺真信様で、前別府大学附属図書館の館長でございます。館長を辞任されたことに伴いまして、今回委員を辞任するものでございます。それに伴いまして今回補充させていただく委員につきましては、浅野則子様で、現在の

別府大学附属図書館の館長でございます。任期につきましては、前任の残任期間とする、ということでございますので、今回議決をいただければ令和3年6月30日までを任期としたいと考えております。

続いて22ページをお開きください。今回新たに委嘱いたします浅野委員を入れての名簿でございます。合計8名で別府市立図書館協議会を運営していきたいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第54号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第54号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 成人式典のあり方について

**寺岡教育長** それでは議事日程第8、議第55号 成人式典のあり方についてでございます。この件につきまして、提案理由の説明をお願いいたします。

**社会教育課長** それでは23ページをお願いいたします。議第55号は、成人式典のあり方について、規定により議決を求めるものでございます。

24ページをお願いいたします。はじめに民法の改正でございます。平成30年6月13日に改正されております。第4条、年齢二十歳をもって成人とする。とありますが、二十歳を18歳に改めるということで、平成34年（令和4年）4月1日から施行という改正が行われております。この成人年齢の引き下げに伴いまして、令和5年1月開催予定の成人式典より適用となります。次に2番目でございます。成人式典の対象年齢についてです。2つの案でございます。1つ目は、対象年齢をこれまでと同様の二十歳のままとする、2つ目は、民法の改正に伴いまして対象年齢を18歳に引き下げる、という2つの案につきまして、議決をお願いしたいと考えております。なお、18歳に引き下げた場合につきまして、懸案事項がいくつかございますのでご説明させていただきます。1つ目に、対象者の多くが高校生でございまして、受験や就職の時期と重なるため、式典の参加が困難となることや、保護者の経済的負担の増大が予想されます。2つ目に、18歳に引き下げられますと、令和5年の式典につきましては、対象者が3学年となりまして、会場の確保や式典の運営に課題や混乱が生じることが予想されます。なお、その時の予想対象者数は約5,000人となり、出席者数が約2,500人程度ではないかということが予想されます。3つ目に県下各市の状況です。県下14市でございますが、直近の令和2年8月に調査をいた



しました。その結果でございますが、14 市中 7 市が、すでに二十歳のままで実施するということを決定しております。また、18 歳で実施予定の市は、現在のところございません。全国的にもインターネット等で調査をいたしましたけども、ほとんどの市が二十歳のままで実施するということを決定しているようでございます。4 つ目に式典の名称についてです。名称につきましては、成人式実行委員会等で協議、検討を行いまして、令和 3 年度までには決定したいと考えております。なお、成人式のあり方ということで、別府市社会教育委員の意見もまとめておりますが、全員の方が二十歳のままで、という意見が出ております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございました。民法改正によりまして、令和 4 年度から成人の年齢が二十歳から 18 歳に引き下げられます。それではお諮りいたします。成人式典の対象年齢でございますが、県下 7 市が二十歳のままということですが、教育委員の皆様いかがでしょうか。別府市も二十歳のままということによろしいでしょうか。

※異議なし

**寺岡教育長** それでは、二十歳のままということでお願ひします。式典の名称でございますが、成人式の実行委員会のほうで協議検討して、令和 3 年度までに決定ということにつきましても、よろしゅうございますか。

※異議なし

**寺岡教育長** その他、質疑等ございませんでしょうか。

**川崎委員** これは、民法改正で成人年齢の引き下げが令和 4 年 4 月 1 日から施行ということで、令和 5 年 1 月の式典のときは対象者は二十歳のままでということですが、その先の対象者などは議論されていますか。

**社会教育課長** 令和 6 年以降の式典につきましても、今回議決をいただきましたら二十歳のままという形で、継続して実施してまいりたいと考えております。

**川崎委員** ずっとこの議決の結果が続くことになるということですか。今後、就職等のあり方が 4 月に一斉に就職ということではなくて、年間を通じてというような方向に世の中が変わった場合に、対象を二十歳から 18 歳へ見直すことをまた検討する時期も来るというか、世の中の情勢に従ってという形の中で考えていったほうがいいのかとは思いますが、その辺はいかがでしょう。

**社会教育課長** おっしゃるとおりで、今後、社会情勢というものもまた変化していくと思われまますので、その時点でまた教育委員会にお諮りして、あり方ということを検討していきたいと考えております。

**寺岡教育長** それではよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 55 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようでございますので、議第 55 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項（１）

**寺岡教育長** それでは報告第 18 号 寄附受納についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**次長兼スポーツ健康課長** それでは 26 ページをご覧ください。今回スポーツ健康課にいただいた寄附についてご説明させていただきます。今年の 5 月に第一産業株式会社から、市内の小中学校にということで、3,000 枚のマスクをいただきました。こちらのマスクにつきましては、全ての児童生徒数分はなかったものから、各学校に案分し、配布いたしました。以上でございます。

**学校教育課長** それでは学校教育課分についてご説明いたします。まず、大分県聴覚障害者協会別府地区聴覚障害者協会様より、手話言語条例制定に伴い、手話への理解の促進及び普及のために、指文字カード 8,000 枚をいただきました。これは市内小中学校の全児童生徒に配布をいたしました。次に、大野印刷株式会社様より、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を乗り越え、公立幼稚園の園児が楽しんで遊んでほしいという思いから、自由帳を 280 冊いただきまして、市内公立幼稚園各園に 20 冊ずつ配布をいたしました。次に、有限会社どんど焼本舗様より、新型コロナウイルス感染症拡大の状況でもおいしいお菓子を食べて元気な園児になってほしいという思いを込めて、お菓子 35 ケースをいただきました。これにつきましても園児のおやつまたは持ち帰り等ということで、市内公立幼稚園 14 園へ配布をいたしました。次に、公益財団法人日本公衆電話会様より、地域社会の安全と安心の向上、それに関する情報提供と啓発活動を推進し、健全な地域社会の充実に寄与するという目的から、こども手帳 935 冊、こども手帳の CD 版を 14 枚、ネット安全 Guidebook 1,022 冊を寄贈いただきました。こども手帳につきましては、市内公立小学校 14 校の 6 年生を対象に配布いたしました。CD 版は、各学校に 1 枚ずつ配布し、それぞれの学校に活用いただいております。ネット安全 Guidebook については、市内の公立中学校 8 校の 1 年生に配布いたしました。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑もないようでございますので、

以上で質疑を打ち切ります。

---

◎ その他（１）

【概要】 ※令和２年９月定例教育委員会の開催日程について、令和２年９月２９日（火）１７：３０より開催することが決まった。

---

◎ 報告事項（２） ※非公開

寺岡教育長 ここで追加報告事項がございますが、よろしいでしょうか。

※異議なし

寺岡教育長 この報告につきましては、別府市教育委員会会議規則第６条第１項の規定により非公開としたいと思います。賛成の委員の挙手をお願いいたします。

※全委員挙手

寺岡教育長 では、そのようにさせていただきたいと思えます。ここからは関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは報告第１９号 別府市立少年自然の家「おじか」についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

以下非公開

---

◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上を持ちまして、令和2年8月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

---

- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。